

湘南 OB 会会則

- 第1条（名 称） この会は「湘南 OB 会」という。
- 第2条（目 的） この会は、パナソニック松愛会の運営方針に則り、地区活動の一環とし健康健全なゴルフを通じ、会員相互の親睦を図り、体力および活力の維持向上に資することを目的とする。
従って、ゴルフ競技のみが目的ではない。
- 第3条（構 成） この会は、次に該当する松愛会、関連OB会員で、第2条の目的に賛同しゴルフを愛好する有志をもって構成する。
1. 松愛会地区割りによる湘南地区に属する者並びに会員の奥様。
2. 他地区の会員又は会員の奥様等は当会員の推奨する者で会長及び常任幹事会で入会が認められた者。
- 第4条（入 会） 前条による有資格者は、何時でも常任幹事に申出て入会することができる。
- 第5条（退 会） この会の会員が、健康上、勤務上等の理由により例会への参加が困難になった時は、常任幹事に申出て退会することができる。
長期間（2年以上又は連続8回以上）例会に不参加の場合は自動的に退会扱いとする。
例会に参加する場合は常任幹事に申請し、新会員として登録する。
（除 名） 当クラブの目的及びゴルフルール・マナーが守れない会員は、常任幹事会で審議・決定し除名する。
- 第6条（例 会）
1. この会の例会は、年4回（3、6、9、11又は12月頃）常任幹事が企画する。
2. 当番幹事は、例会開催時の一ヶ月前までに、その実施概要を、会員に通知しゴルフ競技と懇親会を行う。
3. 例会におけるゴルフ競技の実施細目等は、別に定める。（細則1）
- 第7条（会 費） この会の会費は、次の通りとする。
1. 年会費 : 例会案内に要する事務用品代・コピー代・通信費・コース手続き 費用等に充当する。
2. 例会費 : 賞品代・懇親会費等に充当する
①年会費は、年額500円とし、毎年3月の例会開催時に、当番幹事が会員から徴収する。また、年度途中において入会する会員からはその時点で徴収する。
②例会費は、例会の都度、当番幹事が金額を定め参加会員から徴収する、但し、プレー費・昼食費・売店費等は、各自で精算する。
当番幹事は、会費の徴収、会計報告を事務局に報告する。

第8条（役員）

この会は、次の役員をおき、会務を処理するものとし、その定数・任務・選出方法・任期は次の通りとする。

1. 会長 1名 会の代表者
副会長 1名 会長の代理
2. 常任幹事 3名 （事務局担当、競技委員長を置く）
 - （1）任 務 : 会務全般の円滑な推進と調整に当たる。
 - （2）選 出 : 年度末例会にて互選する。
 - （3）任 期 : 2年とし、再任を妨げない。
3. 当番幹事 及び 常任幹事
 - （1）任 務 : 例会会場の予約、会員への案内、参加者の確定、組合せの決定、賞品の準備、競技の成績順位、各賞の選出決定、例会の司会進行、また年会費、例会費の徴収と精算・会計報告等を担当する。
尚 年度末に常任幹事は、一年間の会計監査を行い会員に報告する。
 - （2）選 出 : 前回の競技成績により、優勝者、準優勝者、第3位及びBBになった人が次回例会の当番幹事となる。この場合、当該者に支障が生じた時は、常任幹事の協力を得て例会をスムーズに行なう。
尚、繰上げ当番幹事には別途配慮する。

第9条（相互協力）

この会の会員は、お互いに平等の立場で協力し、例会への積極参加 分担任務の忠実履行、会則その他ルールの遵守等を心がけ、明るく健全なグループづくりに努めるものとする。

第10条（会則改廃）

この会則の改廃は、例会で協議し決定する。

第11条（付 則）

平成26年12月4日改訂する。

以 上

細 則 1

湘南OB会ゴルフ競技の基本ルール

会則第6条3項に基づく基本ルールは下記の通りとする。

記

- (1) 競技ルールは常任幹事・当番幹事発行の開催案内に記載する。その他細部については開催ゴルフ場のローカルルールを適用する。ティショットは男性はフロントティ使用（白又は指定ティ）、女性は赤ティ。
6吋以上のリプレース（動かさない障害物など）は、同伴競技者の同意を必要とする。同意なきプレーの場合は失格とする。
競技はハンディキャップ付で行うが、同ネットの場合の優先順は
① ローハンディ、②生年月日と定める。
但し、BGは高齢者を讃え①生年月日、②ローハンディとする。
- (2) H c p（ハンディキャップ）の決定と改・修正
①基本H c p：各自過去5回の平均スコア - で決定し、以降5回毎に改定をくり返す。
注・・・（平均スコア - 72） × 0.8 小数点1位表示、四捨五入、
上限36（70歳以下）初参加者のH c pは、新ペリア方式で2回実施し
3回目は（平均スコア - 72） × 0.8
で計算する。
② 入賞H c p：競技で優勝・準優勝・3位入賞者のH c p修正は次の通りとする。
但しアンダーパーでの 優勝・準優勝・3位はアンダー分を差し引いた後
計算する。
(a) 優勝・・・現H c pの20%減
(b) 準優勝・・・現H c pの15%減
(c) 3位・・・現H c pの10%減（四捨五入し小数点1位）
③寿 H c p 高齢者参加を歓迎し、満70才以上の競技者については5歳刻みで
2ポイントを追加し、誕生日以降有効とする。
但し、上限H c p 45までとする。
- (3) 初参加者の入賞 2回までの入賞は4位以下とする。
- (4) ペナルティ 参加申込者は実施日10日前以降のキャンセルは会としてキャンセル料
1,000円とする。尚、ゴルフ場からの実費発生時には実費請求する。
- (5) 例会計画経費 当番幹事の中心で推進する方の経費を会より3,000円/回を負担す
る。
繰上げ当番幹事で各賞に該当しなかった方へ別途配慮する。

常任幹事の事務局費として4,000円/年を負担する。

会則が承認された日付より実施する。

以 上